

平成 17 年 2 月 6 日

武庫川流域委員会  
委員長 松本 誠様

武庫川流域委員会  
委員 伊藤益義

### 提 案 書

武庫川流域委員会では大変お世話になりまして、ありがとうございます。

「治水計画の検討」も本格的になってきておりますが、先日配布された Q&A において引用資料が「中小河川計画の手引き」を使用されておりますが、同手引きの P.3「中小河川の定義」および P.6「大河川と中小河川の違い」を見る限り、武庫川は「中小河川」ではなく「大河川」と思われますが「大河川計画の手引き」はあるのでしょうか。

P.3「中小河川の定義」では前段に「都道府県及び市町村の管理する一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川を総称したものをいう。」とあって武庫川は中小河川と考えられますが、後段で「本手引きでは流域面積が概ね 200 km<sup>2</sup> 未満の中小河川を想定した記載内容としている。」とあり、武庫川は該当しないこととなります。

P.6「大河川と中小河川の違い」では、各項目ともに武庫川は大河川と見られます。

「治水計画の検討」がこの「中小河川計画の手引き」により検討が進められていますが、武庫川の特性に合致した方式により検討すべきではないかと考えます。

以上

追って、「中小河川計画の手引き」P.3 及び P.6 他に関連<sup>へ</sup>→があれば配布ください。